

重要事項のご説明

※保険申込書・継続確認書への署名または記名・押印は、この書面の受領確認を兼ねています。


この書面では、『GK クルマの保険・ドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)』に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については『ご契約のしおり(約款)』等でご確認ください。『ご契約のしおり(約款)』は、必要に応じて当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)のWeb約款をご覧ください。取扱代理店または当社にご請求ください。

※『ご契約のしおり(約款)』は、ご契約後、保険証券(注)とともにお届けします。ご契約の手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社にお問い合わせください。
(注)保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。
※保険証券や『ご契約のしおり(約款)』は、所定の条件を満たす場合、書面ではなく、Webで閲覧する方法(eco保険証券・Web約款)をご選択いただくことも可能です。この場合、書面の保険証券や『ご契約のしおり(約款)』はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。
※eco保険証券・Web約款を新たにご選択いただくと、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

 このマークに記載の事項は、『ご契約のしおり(約款)』の第1部に記載されています。

- ▶ **保険契約者と記名被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。
- ▶ この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

『ご契約のしおり(約款)』にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
記名被保険者	運転免許をお持ちの方で、保険証券に記載された被保険者をいいます。
借用自動車	次の条件をすべて満たす自動車をいいます。ただし、「記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車」および「記名被保険者が役員である法人が所有する自動車」を除きます。 ・記名被保険者が使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理中の自動車であること。 ・ 自家用8車種 、二輪自動車または原動機付自転車であること。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金額をいいます。

保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。
自家用8車種	用途車種 が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。

保険種類のご説明

保険種類の特徴をご確認ください。

クルマの保険・ドライバー保険

『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、自動車を保有していない方向けの自動車保険です。記名被保険者が借用自動車を運転する場合のリスクを最長1年間補償します。なお、借りるお車をあらかじめ指定する必要はありません。

『GK クルマの保険・ドライバー保険』のほか、自動車を保有していない方向けの自動車保険として、『1DAY保険(24時間単位型自動車運転者保険)』があります。ニーズに合わせてご選択ください。(注)

1DAY保険
1日分の自動車保険

借りるお車をあらかじめ指定し、スマートフォン等からご加入いただく保険です。1回のお申込みで最長連続7日分までご加入いただけます。なお、所定の期間内の契約回数が5回以上の場合で、その契約に事故が発生していないときは、新たにご契約される当社の自動車保険(自動車を保有している方向け)に割引が適用されます。

(注)『GK クルマの保険・ドライバー保険』と補償内容等が異なります。詳しくは、当社ホームページや『1DAY保険』の『重要事項のご説明』等をご参照ください。

1

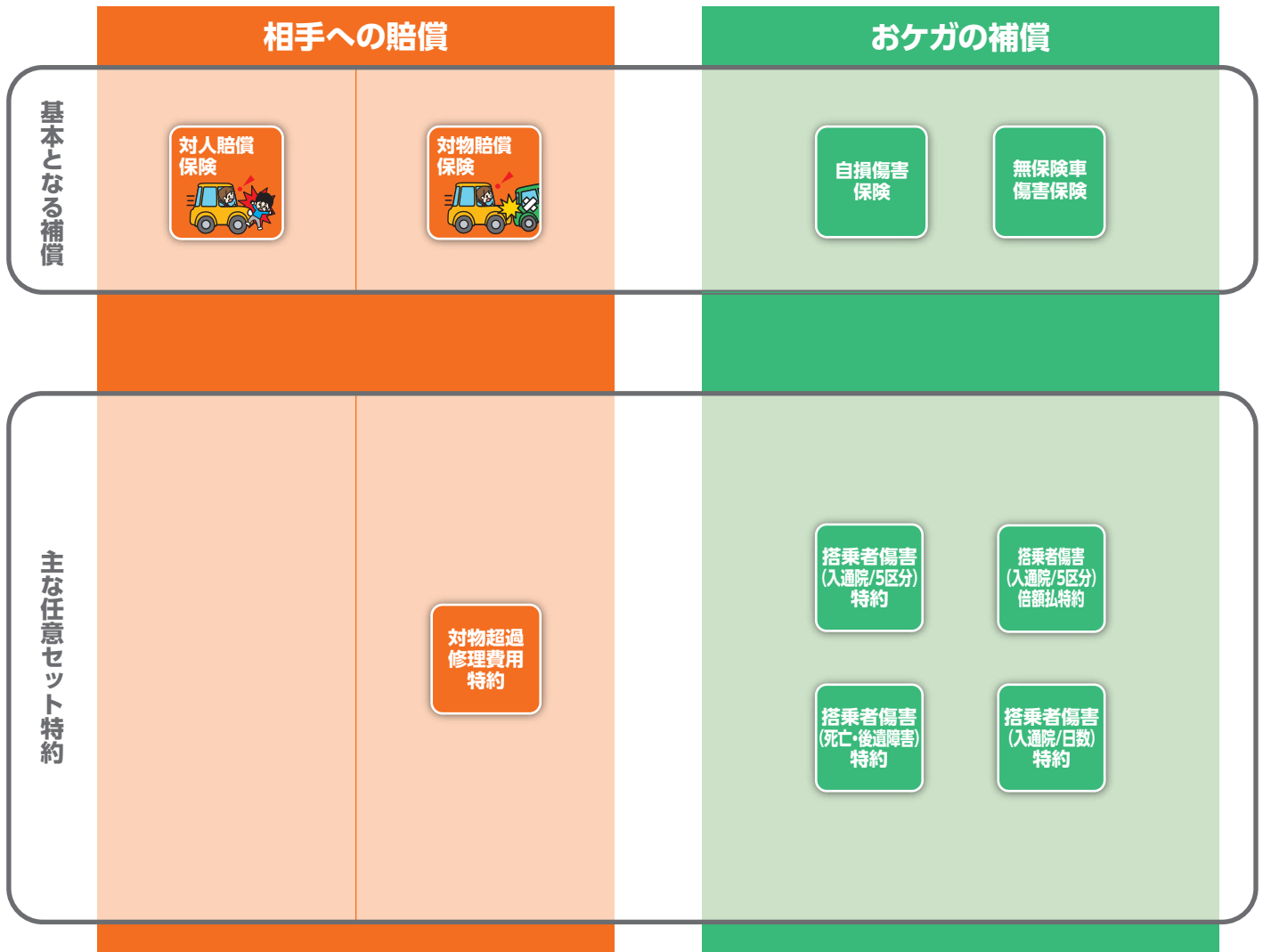
契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償^(注1)および主な任意セット特約^(注2)は次のとおりです。なお、特約には、任意セット特約のほか、自動セット特約^(注3)があります。特約のセット条件は、それぞれの特約に定められた「特約の付帯条件(第1条)」をご確認ください。



(注1) 対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットしてご契約いただきます。また、対人賠償保険、自損傷害保険および無保険車傷害保険はあわせてセットいただきます。

(注2) ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットする特約です。

(注3) ご契約時のお申出にかかわらず、ご契約条件に応じて自動的にセットされる特約です。

ご注意ください

・対人賠償保険、対物賠償保険、自損傷害保険および無保険車傷害保険については、借りたお車の自動車保険や、記名被保険者またはそのご家族がご契約している自動車保険から保険金が支払われる場合があり、補償が重複することがあります。

【他の自動車保険から保険金が支払われる例】

- 友人のお車を借りた場合で、友人の自動車保険に補償される運転者の範囲が設定されていないとき
 - レンタカーを借りた場合で、記名被保険者やそのご家族がご契約している自動車保険に他車運転特約^(注)がセットされているとき
- (注) 特約の補償内容等については保険会社により異なります。詳しくはご契約の保険会社にお問い合わせください。

・補償が重複すると、対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

・他の自動車保険について、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、『GK クルマの保険・ドライバー保険』の補償の要否をご判断ください。

(2) 基本となる補償等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、**保険金**をお支払いする主な場合および**保険金**をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは**普通保険約款・特約**をご確認ください。

基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手への賠償	対人賠償保険 記名被保険者が 借用自動車 を運転中の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ 保険金額 を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われる金額を超える部分に限りません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、記名被保険者の故意によって生じた損害 ● 次のいずれかに該当する方などの生命または身体が害されたことにより、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者またはその配偶者 ・記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りません。等
	対物賠償保険 記名被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、 免責金額 を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。 対物賠償保険の保険金額制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、記名被保険者の故意によって生じた損害 ● 次のいずれかに該当する方などの所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者またはその配偶者 ・記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りません。等
おケガの補償	自損傷害保険 記名被保険者が借用自動車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故(注)により、借用自動車に搭乗中の記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の 親族 、それらの方の別居の 未婚 のお子さまがケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、自損傷害保険金(死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金)をお支払いします。 (注) 自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガ ● 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガ
	無保険車傷害保険 無保険車(注1)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害(注2)について被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。(注3) (注1) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。 (注2) 損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。 (注3) 自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害 ● 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害

● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害、ケガ
 ● 借用自動車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害、ケガ

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者を基本となる補償ごとに定めています。

② 保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書・継続確認書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

③ 免責金額 注意喚起情報

対物賠償保険には、免責金額(自己負担額)があります。

ご契約に定められた免責金額については、保険申込書・継続確認書の免責金額欄でご確認ください。

④ 主な特約の概要 契約概要

たとえば、次のような特約があります。

● 対物超過修理費用特約(任意セット特約)

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。^(注)ただし、相手自動車事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限りです。

(注)対物賠償保険金をお支払いする場合に限りです。

● 搭乗者傷害(入通院/日数)特約(任意セット特約)

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、ケガの治療の目的をもって入院または通院した日数^(注)に対して、被保険者1名につきそれぞれ、次の金額を医療保険金としてお支払いします。

- ・入院日数1日につき入院保険金日額
- ・通院日数1日につき通院保険金日額(90日限度)

(注)事故日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いしません。


⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保 険 期 間：1年間(1年未満の短期契約も契約可能)
- 補償の開始：保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書・継続確認書に記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了：保険期間の末日(満期日)の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、記名被保険者（運転者）の事故発生状況による要素等、以下の要素から決定されます。
お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書・継続確認書の保険料欄でご確認ください。

等級別 料率制度	<ul style="list-style-type: none">● 1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度（注1）（注2）です。この制度では保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。（注3）● 初めて契約される場合は、6等級となり、事故有係数適用期間は0年となります。 <p>（注1）ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。</p> <p>（注2）『GKクルマの保険』、『自動車保険・一般用』、『はじめての自動車保険』との間では、等級および事故有係数適用期間は継承されません。</p> <p>（注3）継続前のご契約の保険期間中に発生した事故について、継続手続がなされた後に事故通知および保険金請求を行った等の場合には、継続手続がなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することがあります。この場合において、割増引率が変わるときには、追加保険料の請求または保険料の返還をいたしますので、ご了承ください。</p> <p> 等級別料率制度における割増引率の適用方法、事故の取扱い（3等級ダウン事故、ノーカウント事故）</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>ご注意ください</p><p>次のような場合は、継続前のご契約の等級を継承できません。</p><ul style="list-style-type: none">・継続前のご契約の等級が7～20等級の場合で、継続前のご契約の満期日（または解約日）の翌日から7日以内に継続契約がない場合・継続契約の始期日が「継続前のご契約の満期日（または解約日）の前日から過去8日以前の日」となった場合・継続前のご契約が解除された場合 等</div>		
ドライバー 保険年令区分	記名被保険者の年令に従い、次の年令区分が適用されます。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-top: 5px;"><tr><td style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">21才以上</td><td style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">21才未満</td></tr></table>	21才以上	21才未満
21才以上	21才未満		


② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。保険料の払込方法は、その全額を一括して払い込む方法となります。
○：選択できます ×：選択できません

主な払込方法	一時払	分割払
□ 口座振替、クレジットカード払（登録方式）	○	×
□ 払込票払、請求書払	○	×

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

 **その他の保険料払込方法（団体扱・集団扱）**

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払（登録方式）、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで（注）に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

（注）口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

【保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

原則として、取扱代理店または当社へ保険料を払い込んでください。当社にて保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

④ 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

満期返れい金・契約者配当金はありません。

(1) 告知義務(保険申込書・継続確認書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者および記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

【主な告知事項】

記名被保険者

記名被保険者は、対人・対物賠償保険や自損傷害・無保険車傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。
運転免許証をお持ちの方1名とし、保険申込書・継続確認書にご記載ください。

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約がないため、クーリングオフはできません。

3

契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または当社にご通知ください。

- ① 保険証券記載の住所を変更するとき。
- ② 上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき。

(2) 継続手続特約について

契約概要

- 口座振替等のキャッシュレスでご契約いただく等の所定の条件を満たす場合、継続手続特約をセットできます。この特約をセットすることにより、満期時に継続手続を忘れたこと等により、補償がなくなることを防げます。次の条件の両方を満たす場合は、継続前の契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います。^(注1)ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡が取れ次第、取扱代理店とのお手続きが必要になります。
 1. 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡^(注2)がない場合
 2. お客様から継続する・しないについてお申出がない場合またはお客様と連絡が取れない場合等

^(注1) 所定の期日までに保険料が払い込まなかった場合は、自動的に継続しません。
^(注2) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客様と連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
- 継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

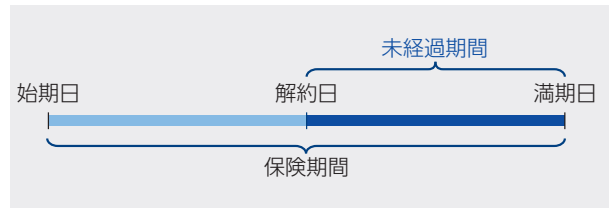
(3) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。



その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約したものととなります。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(3) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(4) ご契約条件について

過去の事故の発生状況等によっては、当社規定によりご契約条件について、保険契約者のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。（自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます。）

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(6) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(7) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、取扱代理店または当社にご連絡ください。また、事故現場で示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など、普通保険約款・特約に定める書類のほか、『ご契約のしおり（約款）』の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。



事故が起こった場合の手続（当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類） 代理請求人制度

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277 (無料)**

【受付時間】 平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 事故は 365日
三井住友海上事故受付センター **0120-258-365 (無料)**

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>

